

年金広報検討会 開催要綱

1. 趣旨

「人生 100 年時代」において、人々は教育・仕事・引退等、マルチステージの人生を送るようになる。また、老後期間の長期化等に備え、引退後の所得について公的年金と企業年金、個人年金等を適切に組み合わせていく必要がある。

さらに、公的年金に対する国民の信頼感の向上を図るとともに、情報の受け手である国民の目線に立った分かりやすい年金広報の実施が求められている。

このような観点から、個別の年金広報事業のほか、現状や課題を踏まえた今後の年金広報のあり方の検討に関して技術的な助言を得るため、有識者等からなる本検討会を開催する。

2. 検討事項

以下の論点について、上記趣旨に沿った検討を行う。

- (1) 年金広報・教育に関する各種事業
- (2) 健康寿命の伸長や働き方の多様化等を踏まえた今後の年金広報のあり方

3. 構成員

構成員は別紙のとおりとする。

4. 運営

- (1) 本検討会は、厚生労働省年金局長が構成員を招集して開催する。
- (2) 本検討会は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 構成員の任期は 2 年とする。構成員は再任されることができる。
- (4) 本検討会は、原則公開とする。ただし、公開により個人等に不利益を及ぼす恐れがあるなど、特段の事情がある場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (5) 本検討会の庶務は、厚生労働省年金局総務課において行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は、本検討会において定める。